

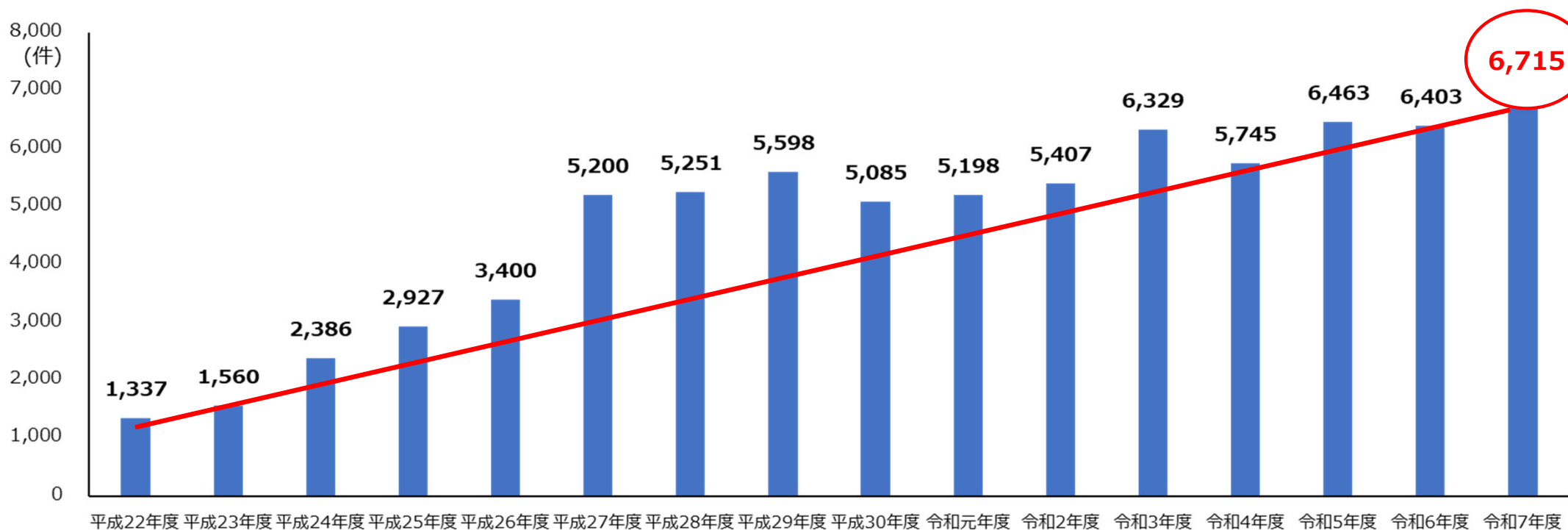
# 発信者情報開示ワーキンググループにおける 検討の進め方について(案)

---

令和8年6月1日  
事 務 局

# インターネット上の違法・有害情報の流通①

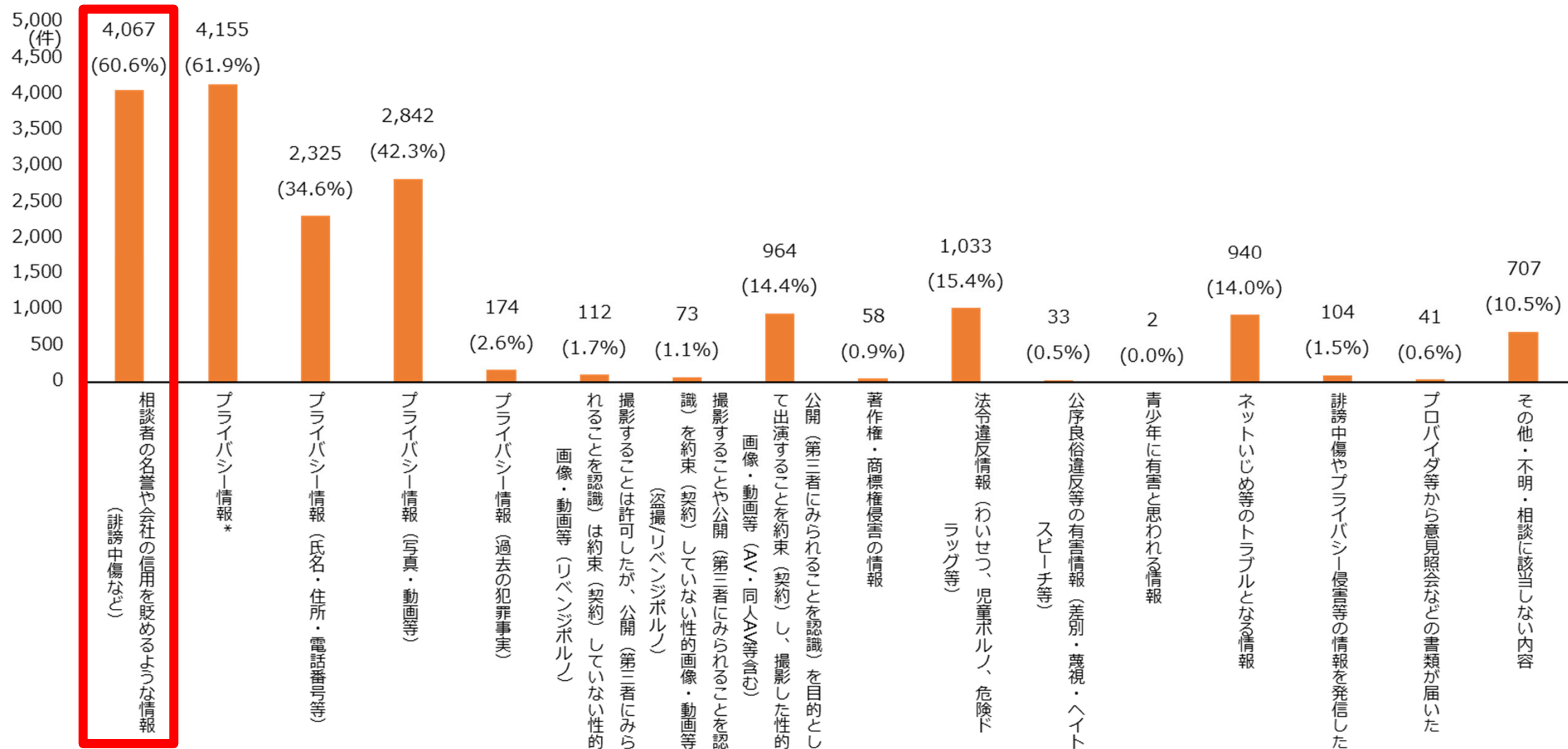
- 総務省の委託事業により運営している違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和7年度の相談件数は、6,715件であった。



## インターネット上の違法・有害情報の流通②

- 令和7年度に違法・有害情報相談センターで受け付けていた相談件数（6,715件）のうち、「相談者の名誉や会社の信用を貶めるような情報（誹謗中傷など）」に関する相談は4,067件（60.6%）であった。

### 相談内容の内訳

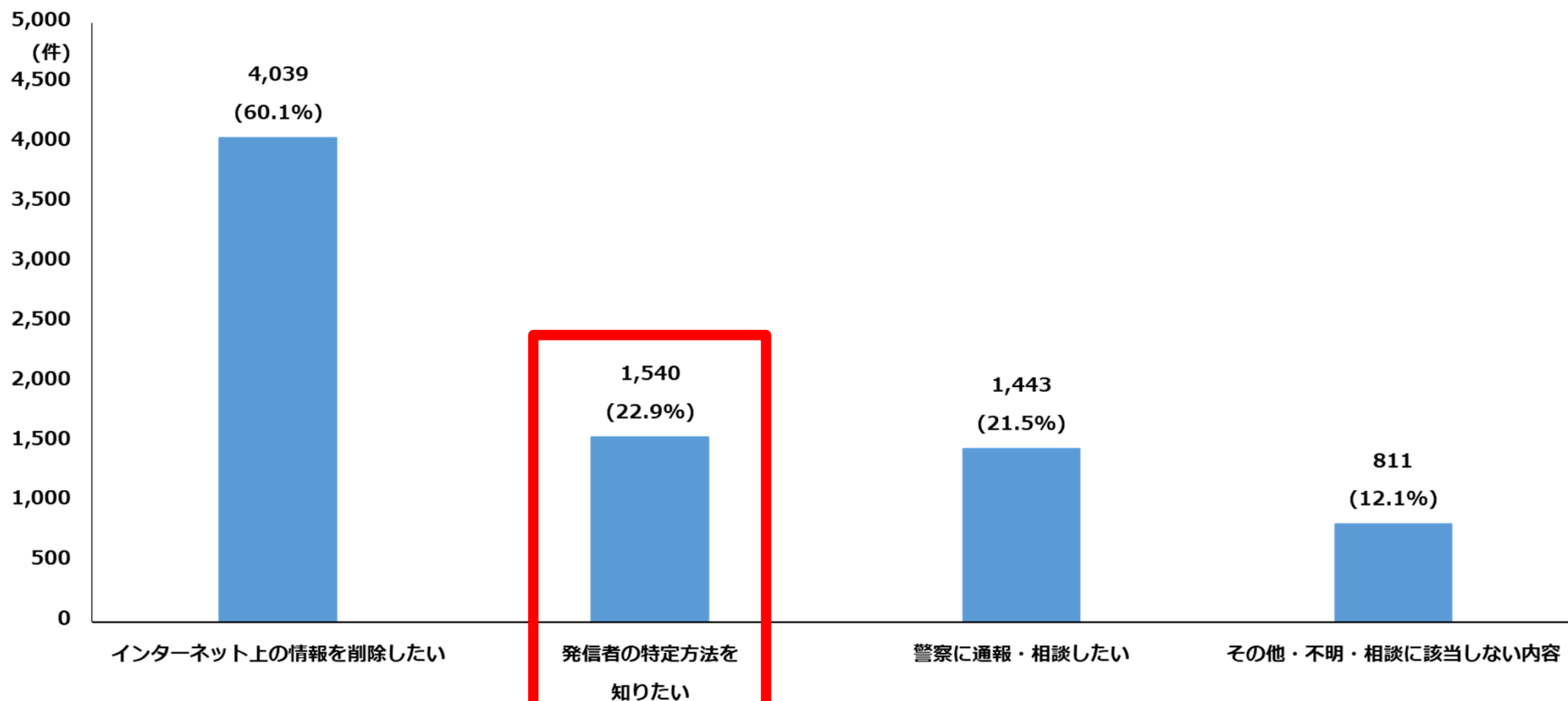


※作業件数ベース

(出典)「令和7年度 インターネット上の違法・有害情報対応 相談業務等の請負 報告書(概要版)」を基に総務省作成

- 令和7年度に違法・有害情報相談センターで受け付けていた相談件数（6,715件）のうち、「発信者の特定方法を知りたい」という相談は1,540件（22.9%）であった。

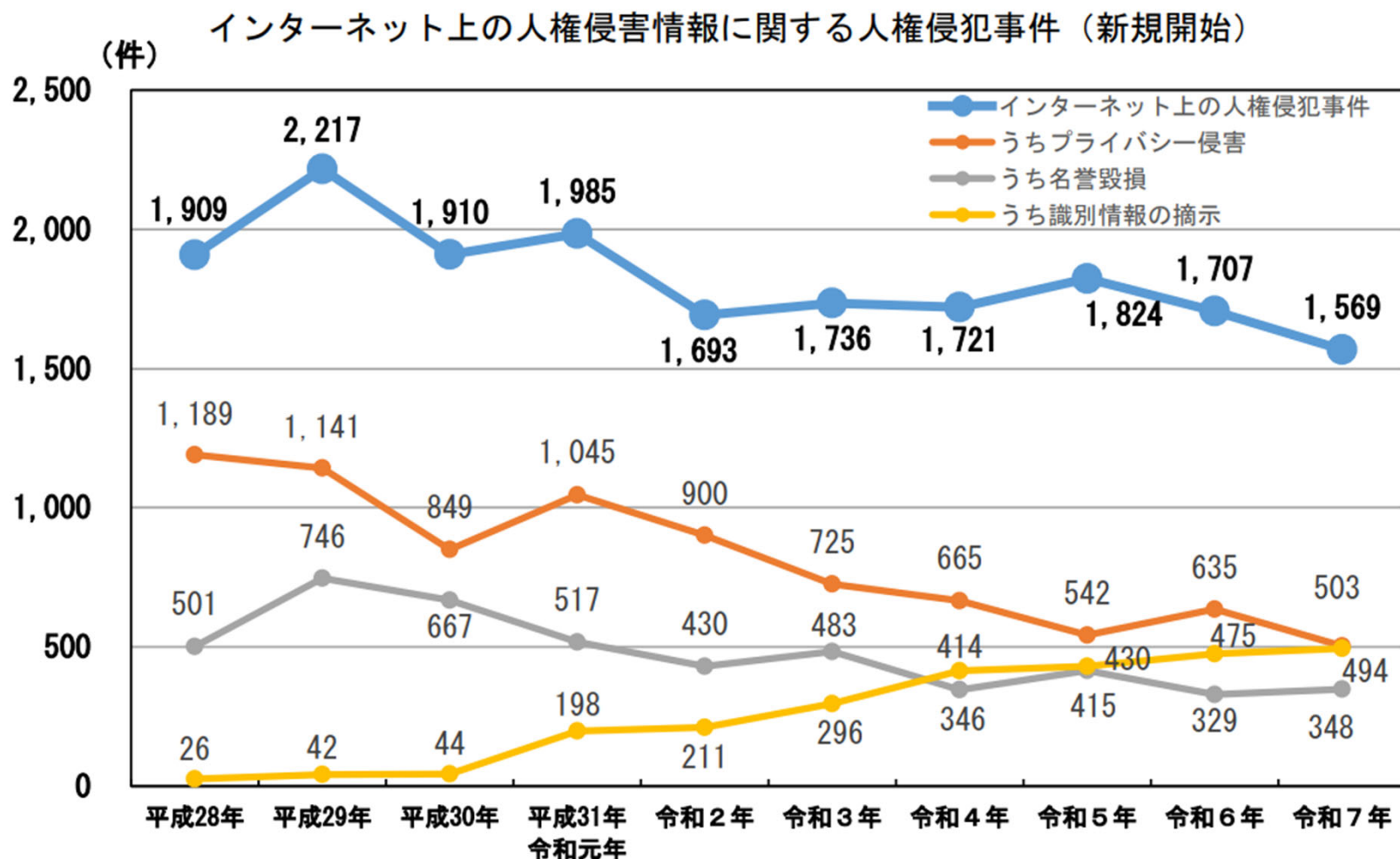
## 相談件数の内訳



※作業件数ベース

## インターネット上の違法・有害情報の流通④

- 令和7年において、新規に救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は1,569件で、前年から138件減少した。
- このうち、プライバシー侵害事案が503件、識別情報の摘示事案が494件、名誉毀損事案が348件となっており、これらの事案で全体の85%を占めている。



※人権侵犯事件数はプロバイダ事業者等への削除要請件数ベースで集計しており、人権侵害情報の書き込み数ではない（例えば、1つのプロバイダ事業者等に対し、100の書き込みの削除を1回で要請した場合、1件として計上している。）。

（出典）法務省人権擁護局「令和7年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」（令和8年3月24日）

## インターネット上で、自分に関する誹謗中傷等を他人から書き込まれた場合

発信者



事業者  
(SNS事業者等)



被害者



そもそも、誹謗中傷等を自ら書き込まないために

1 ユーザのICTリテラシー向上

誹謗中傷等の投稿を削除したい

2 事業者へ投稿の削除を申請

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

3 発信者情報開示請求

どうしたらよいか分からない

4 相談窓口への相談

### 総務省の取組

- 誹謗中傷等の発信をさせないため、ICTリテラシーを高める活動として、
  - ・教材冊子の作成公表、
  - ・啓発講座
  - ・専用特設サイトの拡充等を継続的に実施。

### 総務省の取組

- 情報流通プラットフォーム対処法による、削除に関する責任制限制度の運用。
- 令和6年の法律改正により、大規模なプラットフォーム事業者へ削除対応の迅速化等を義務付け。

### 総務省の取組

- 情報流通プラットフォーム対処法による、発信者情報開示請求制度を継続的に運用。
- 令和3年に法律改正等により、対策を強化（新たな裁判手続の創設）。

### 総務省の取組

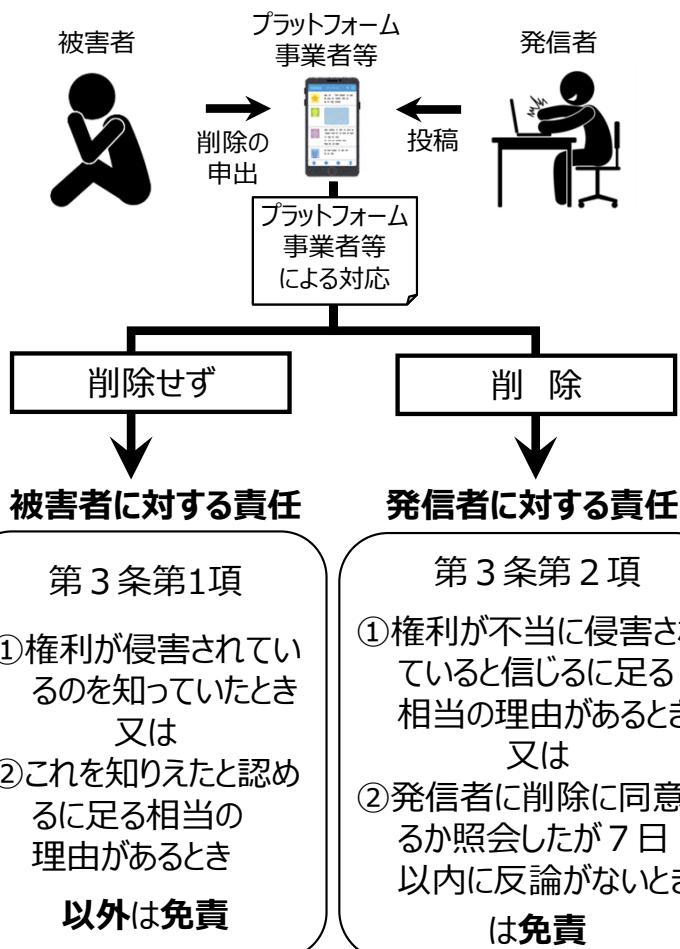
- 対応方法を案内できるよう、総務省等が運営する相談窓口（違法・有害情報相談センター）等における体制や相互連携について、継続的に強化。

# 情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようするための法制度を整備するもの。

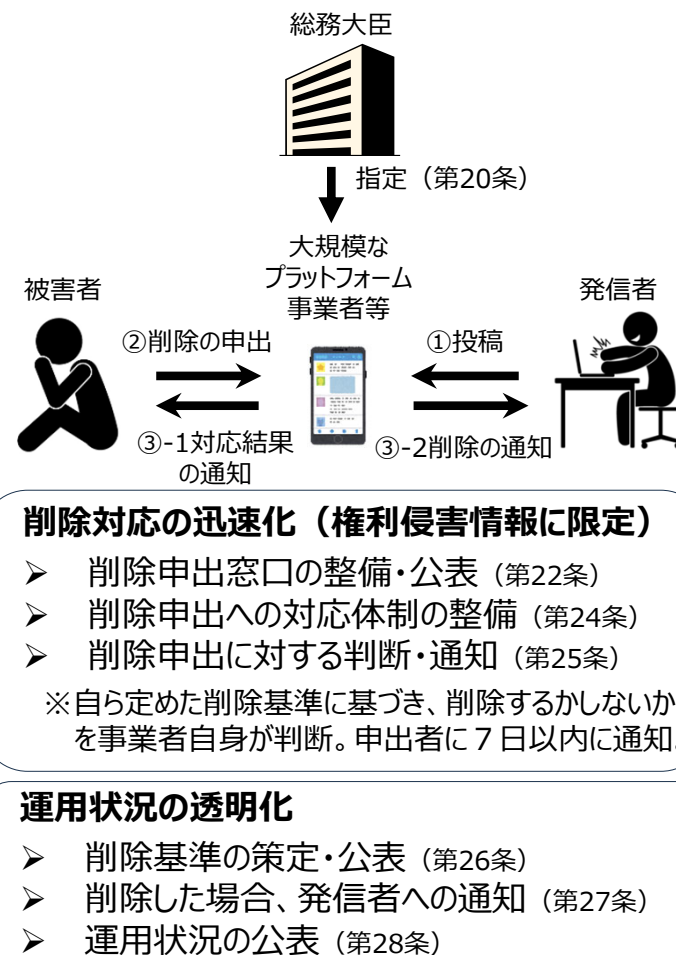
## ①プラットフォーム事業者等の免責要件の明確化



## ②発信者情報の開示



## ③大規模なプラットフォーム事業者等の義務（R7.4.1施行）



# 発信者情報開示制度について

- 2001年（平成13年）11月にプロバイダ責任制限法（現：情報流通プラットフォーム対処法）が制定。
- 権利侵害情報が匿名で書き込まれた際、被害者（権利を侵害されたと主張する者）が、被害回復のために、当該情報の発信者（加害者）を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権を規定。**

※発信者情報：氏名、住所その他の総務省令で定める情報

## 発信者情報開示に最低限必要な要件（第5条第1項）

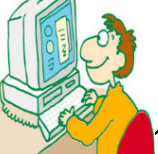
- (i) プロバイダ等が開示の対象となる発信者情報を「保有」していること  
かつ
- (ii) 侵害情報の流通によって請求者の権利が侵害されたことが明らかであること  
(権利侵害の明白性)  
かつ
- (iii) 損害賠償請求の行使その他開示を受けるべき正当な理由があること

※ 開示に応じないことによる損害については、故意又は重過失がなければ、免責（第6条第4項）

### ① 匿名書き込み

「ヤブ医者」

発信者



SNS、電子掲示板等の管理者（プロバイダ等）



### ③ 意見照会 (第6条第1項)

### ④ 判決/決定

裁判所



### ⑥ 損害賠償請求等

### ②-1 発信者情報の開示請求

損害賠償請求したいが相手が誰かわからない。

被害者  
(侵害されたとする者)



### ⑤ 開示

(任意に開示しない場合)  
②-2 裁判手続

〔※発信者情報の濫用禁止（第7条）〕

- 発信者情報は、発信者のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密として保護されるべき情報であり、プロバイダ等は正当な理由なく開示することは許されない。
- したがって、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮し、一定の厳格な要件（上記(i)～(iii)）が満たされる場合に限り、プロバイダ等が発信者情報を適法に開示できるようにするもの。

## 発信者情報開示の対象となる情報

- 省令<sup>(※)</sup>において、発信者情報開示の対象となる情報を列挙。これまでに省令改正により適時追加。

(※)特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令和四年総務省令第三十九号）

- 発信者等の氏名又は名称（省令第二条第一号）
- 発信者等の住所（同第二号）
- 発信者等の電話番号（同第三号）
- 発信者等の電子メールアドレス（同第四号）
- 侵害情報に係る I P アドレス及びこれと組み合わせられたポート番号（同第五号）
- 侵害情報に係る携帯電話端末等の利用者識別符号（同第六号）
- 侵害情報に係る S I M 識別番号（同第七号）
- タイムスタンプ（侵害情報が送信された年月日及び時刻）（同第八号）
- 侵害関連通信に係る I P アドレス及びこれと組み合わせられたポート番号（同第九号）
- 侵害関連通信に係る携帯電話端末等の利用者識別符号（同第十号）
- 侵害関連通信に係る S I M 識別番号（同第十一号）
- 侵害関連通信に係る S M S 電話番号（同第十二号）
- タイムスタンプ（侵害関連通信が行われた年月日及び時刻）（同第十三号）
- 発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者についての利用管理符号（同第十四号）

平成13年

## プロバイダ責任制限法 制定

発信者情報開示請求権の規定

平成23年

## 省令改正

発信者情報の追加(携帯電話端末等の利用者識別符号、SIM識別番号、タイムスタンプ)

平成27年

## 省令改正

発信者情報の追加(IPアドレスと組み合わせられたポート番号)

平成28年

## 省令改正

発信者情報の追加(「アイ・ピー・アドレス」を定義した電気通信事業法の条項の引用)

令和2年

## 「発信者情報開示の在り方に関する研究会」における検討

令和2年

## 省令改正

発信者情報の追加(電話番号)

令和3年

## プロバイダ責任制限法改正法 成立 (R3年改正)

- ①新たな裁判手続(非訟手続)の創設
- ②開示請求を行うことができる範囲の見直し(ログイン時情報)

令和8年6月～

## 「発信者情報開示ワーキンググループ」における検討

インターネット上の権利侵害情報への対策の一つとして、旧プロバイダ責任制限法に基づく開示対象となる発信者情報の追加や開示手続を円滑化する方策等について検討。

## 主な検討課題

- ① 発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直し
- ② 発信者情報開示手続を円滑にするための方策の検討

## 検討スケジュール

- 2020年4月30日～7月 第1回会合～第4回会合
- 8月28日 第5回会合 中間とりまとめ
- 9月～12月 第6～11回会合
- 12月22日 最終とりまとめ公表

## 最終とりまとめの項目

- ① 発信者情報の対象拡大  
・ログイン時情報
- ② 新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全
- ③ 裁判外（任意）開示の促進

## 構成員

(座長)	曾我部真裕	京都大学大学院 法学研究科	教授	栗田 昌裕	名古屋大学大学院 法学研究科	教授
(座長代理)	鎮目 征樹	学習院大学 法学部	教授	清水 陽平	法律事務所アルシエン	弁護士
	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所	弁護士	北條 孝佳	西村あさひ法律事務所	弁護士
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所	執行役員	前田 健	神戸大学大学院 法学研究科	准教授
	垣内 秀介	東京大学大学院法学政治学研究科	教授	丸橋 透	明治大学 法学部	教授
	北澤 一樹	英知法律事務所	弁護士	若江 雅子	読売新聞東京本社	編集委員

(オブザーバ) 法務省 文化庁 最高裁判所

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを実施。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

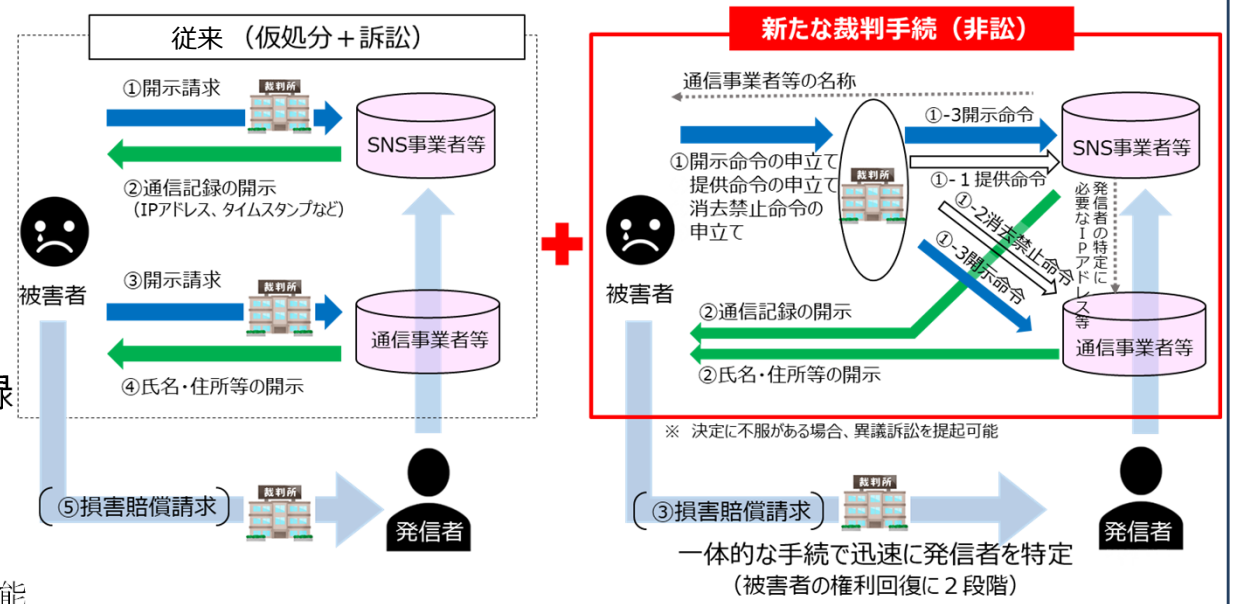
## 1. 新たな裁判手続の創設

従来の手続では発信者の特定のため、2段階の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

### 【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設。
  - 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を創設。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
  - 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を規定。
- ※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

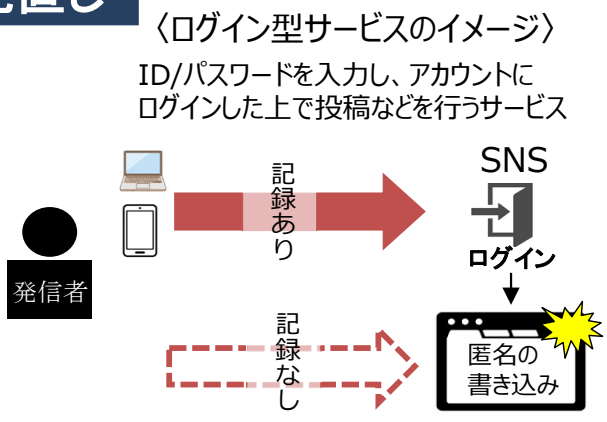


## 2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

### 【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正。



## 3. その他

### 【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会。
- ※新たな裁判手続及び従来の手続（訴訟手続及び任意開示）の場合

## 1. 経緯・目的

「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ（2020年12月）」を踏まえ、情報流通の基盤となるサービスの多様化、技術的進展、関連法制度の変化等を参考にしながら、円滑な発信者情報開示の実務を促進するために開催。

コンテンツプロバイダを特定主体としつつ、アクセスプロバイダの特定及び発信者の特定に資する情報の提供を迅速かつ適切に行うためには、現在被害者（申立人）の代理人弁護士等が専門性や実務的知見を有して特定作業を支援していることも踏まえ、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ・有識者・専門性や実務的知見を有する者が協力して発信者の特定手法について支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場が必要である。したがって、総務省は、制度的な検討と並行して、上記の体制及びノウハウ共有を行う場の立ち上げについて、事業者団体及び民間事業者等と連携して取り組むことが適当である。

## 2. 参加メンバー（敬称略）

主査：大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員）

主査代理：丸橋透（明治大学法学部 教授）

参加者：コンテンツプロバイダ、アクセスプロバイダ、事業者団体、弁護士、総務省 等

## 3. 開催実績

2021年2月以降、適宜開催。

直近では、2026年2月に、発信者情報開示制度に関する実務上の課題について意見交換を実施。

# 発信者情報開示制度を巡る状況の変化①

- ・ 誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報の流通は依然深刻な状況にあるほか、**発信者情報開示請求の件数も増加傾向**にある。
- ・ プロバイダの多層化により発信者の特定までに時間を要する事例も指摘されており、**インターネット上の誹謗中傷等の権利侵害について、迅速な被害者救済を図る必要性**が引き続き指摘されている。

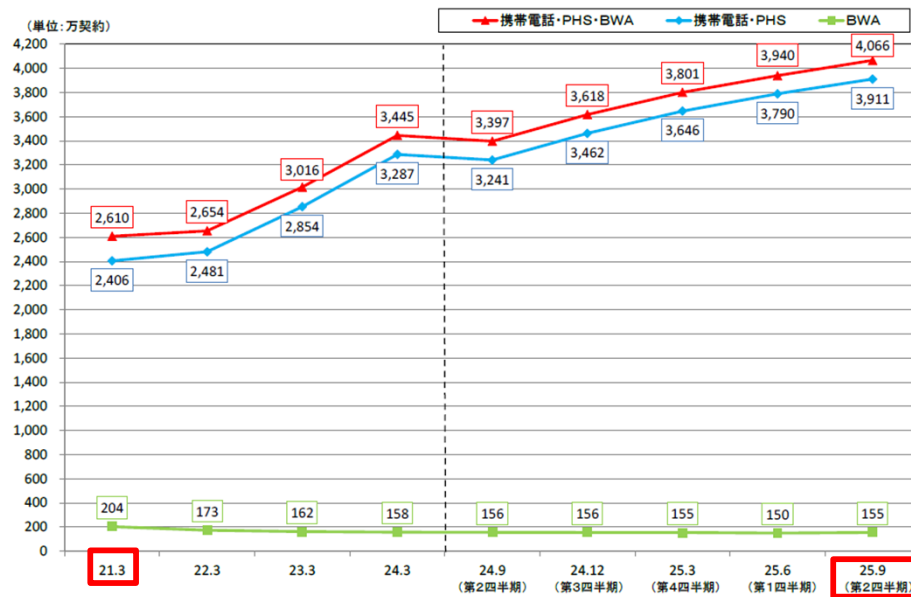
## ◆ 発信者情報開示請求の件数の増加

- ・ 非訟手続の申立件数は、令和5年から令和7年の3年間で、3,959件から10,072件と**約2.5倍に増加**。
- ・ 総務省が実施したアンケート調査(※)によれば、**令和6年にプロバイダに対して申し立てられた発信者情報開示請求(訴訟、仮処分、非訟、任意請求)の総数は154,484件**であり、増加傾向にある。

※ プロバイダに対し、任意で回答を求めたものであり、実態としては更に大量の請求がなされている可能性がある。なお、上記件数のうち大部分は任意請求によるもの。

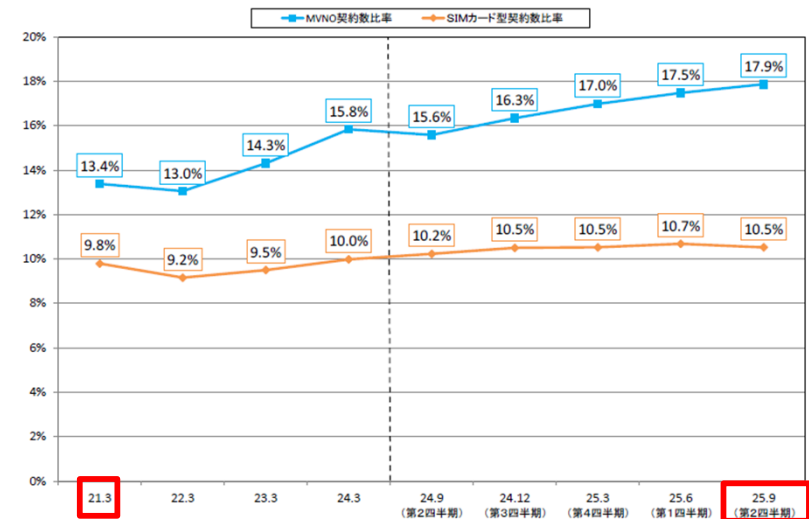
## ◆ プロバイダの多層化

- ・ 例えば、**MVNOサービスの契約数及び契約数比率は増加傾向**にあり、複数のプロバイダが介在することで、発信者の特定までに時間を要している場合があることが指摘されている。



注：MNOからの報告を基に作成。

MVNOサービスの契約数の推移



注1：MVNOサービスの契約数比率=MVNOサービスの契約数/移動系通信の契約数  
 注2：MVNOが提供するSIMカード型の契約数比率=MVNOが提供するSIMカード型の契約数/(移動系通信の契約数-MNOが提供する通信モジュールの契約数)  
 注3：MVNOが提供するSIMカード型の契約数は、提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告数を合計している。  
 注4：事業者報告の修正により、2024年度第2四半期(24.9)以降の契約数比率について修正を行っている。

MVNOサービスの契約数比率等の推移

(出典) 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和7年度第2四半期(9月末))」を基に総務省作成

・ 昨今、ファイル共有ソフトを用いて違法に著作物をダウンロード・アップロードしたとして、著作権者から発信者情報開示請求や損害賠償請求がなされる事例が急増しており、発信者情報開示制度の適切な運用に支障を来しつつあるとの指摘がある。

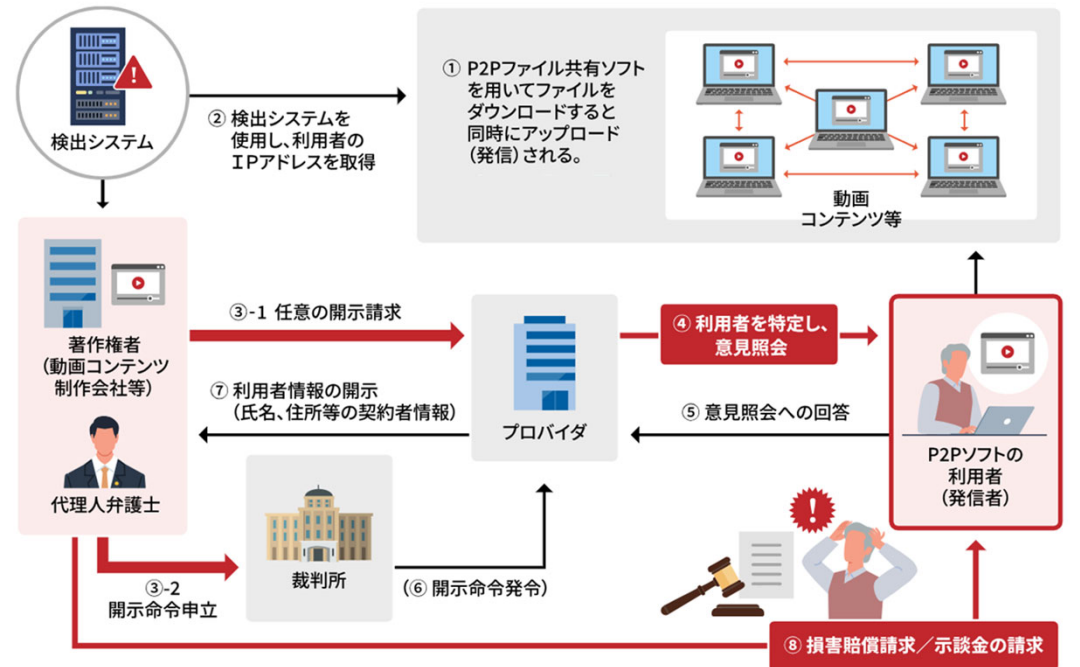
## 1. P2Pファイル共有ソフトとは

- ・ サーバを介さず不特定多数の人とファイルを共有するソフトウェア。
- ・ 当該ソフトウェアを使用した端末同士で、それぞれの保有するデータにアクセスできるようになる。
- ・ すなわち、当該ソフトを使ってファイルをダウンロードした各端末は、当該ファイルのダウンロードを行うおとす者に対し、データの全部又は一部を発信することとなる。

## 2. 生じている事象

- ・ P2Pファイル共有ソフトを用いて著作物を違法にアップロード等する著作権侵害事案について、著作権者からの発信者情報開示請求が増加。
- ・ プロバイダ各社は、業務効率化や体制強化など、発信者情報開示請求への対応に係る負担の増加が指摘されている。

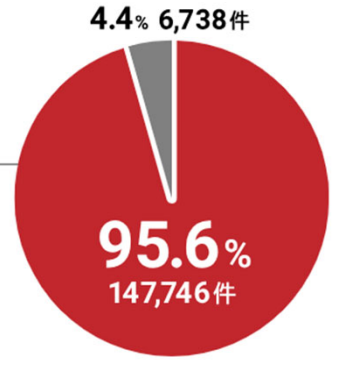
※総務省がプロバイダに対して実施したアンケート調査によれば、令和6年にプロバイダに対して申し立てられた発信者情報開示請求（訴訟、仮処分、非訟、任意請求）の総数154,484件のうち、約95.6%に相当する147,746件が、特定のファイル共有ソフトを用いたアダルト動画の著作権侵害を内容とする事案であった。



総務省アンケート調査

令和6年にプロバイダに対して申し立てられた発信者情報開示請求件数の割合

- アダルト動画の著作権侵害
- その他の案件

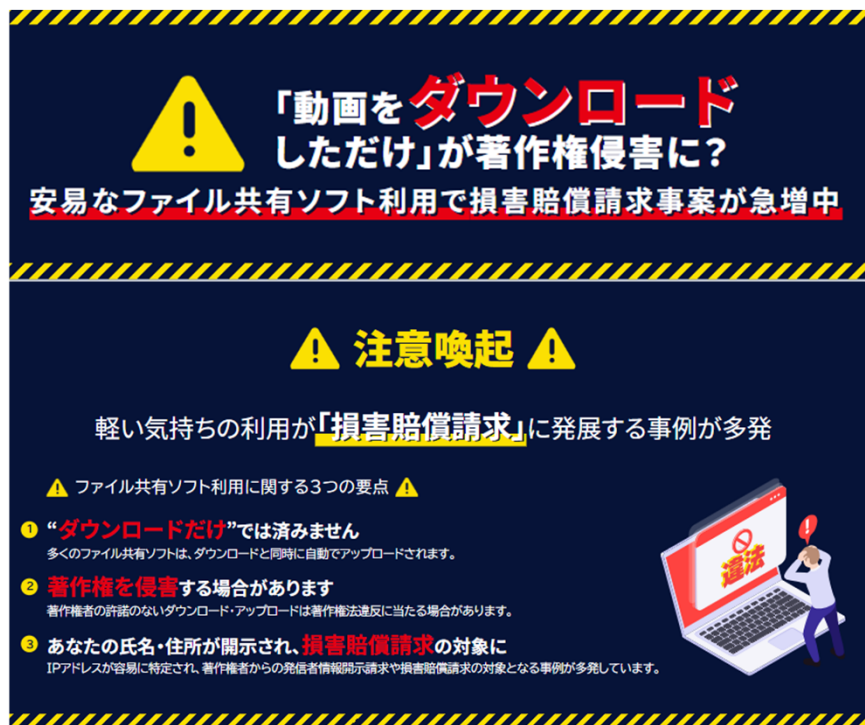


(出典) 総務省「「動画をダウンロードしただけ」が著作権侵害に？」 (<https://www.soumu.go.jp/dpa/p2p/>)

- ファイル共有ソフトの不適切な利用に係る発信者情報開示請求への対応の一環として、総務省では、事業者団体等と連携して**利用者に対する注意喚起**を実施したほか、プロバイダに対して、**発信者情報開示請求への対応に当たっての考え方の整理**を公開。

## 注意喚起の実施(利用者向け)

- 2025年11月に、事業者団体等と連携し、注意喚起ページを公開。
- 検索連動型広告等による普及啓発を実施。



**「動画をダウンロードしただけ」が著作権侵害に？**  
安易なファイル共有ソフト利用で損害賠償請求事案が急増中

**注意喚起**

軽い気持ちの利用が「**損害賠償請求**」に発展する事例が多発

▲ ファイル共有ソフト利用に関する3つの要点 ▲

- 1 “ダウンロードだけ”では済みません  
多くのファイル共有ソフトは、ダウンロードと同時に自動でアップロードされます。
- 2 著作権を侵害する場合があります  
著作権者の許諾のないダウンロード・アップロードは著作権法違反に当たる場合があります。
- 3 あなたの氏名・住所が開示され、**損害賠償請求**の対象に  
IPアドレスが容易に特定され、著作権者からの発信者情報開示請求や損害賠償請求の対象となる事例が多発しています。

## 考え方の整理(プロバイダ向け)

- 2025年11月に、発信者情報開示制度の円滑な運用の実現を図るために早期に着手しうる対策の一環として、総務省の対応や開示請求への対応に当たっての考え方を整理。

### 【概要】

1. 迅速な被害救済の実現に向けた対策
  - (1) 著作権侵害行為の抑制に向けた周知啓発
  - (2) 検知システムの技術的信頼性の確認
2. 発信者情報開示制度の適切かつ合理的な運用
  - (1) 意見照会制度の合理的な運用
  - (2) 請求者による適切な開示請求の徹底

- 令和3年改正による新たな裁判手続（非訟手続）の創設により審理の迅速化が一定程度進んだ一方（※）、更なる迅速な被害者救済の必要性や開示請求に対応する事業者の負担軽減などの課題も指摘されており、対応の在り方に関する検討が必要。

（※）東京地方裁判所における令和元年に終局した発信者情報開示請求訴訟の平均審理期間は約142日であったのと比べ、令和6年12月までに終局した発信者情報開示命令手続の平均審理期間は約103日である（概数）。

## 発信者情報開示制度を巡って指摘されている課題（例）

### 1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保

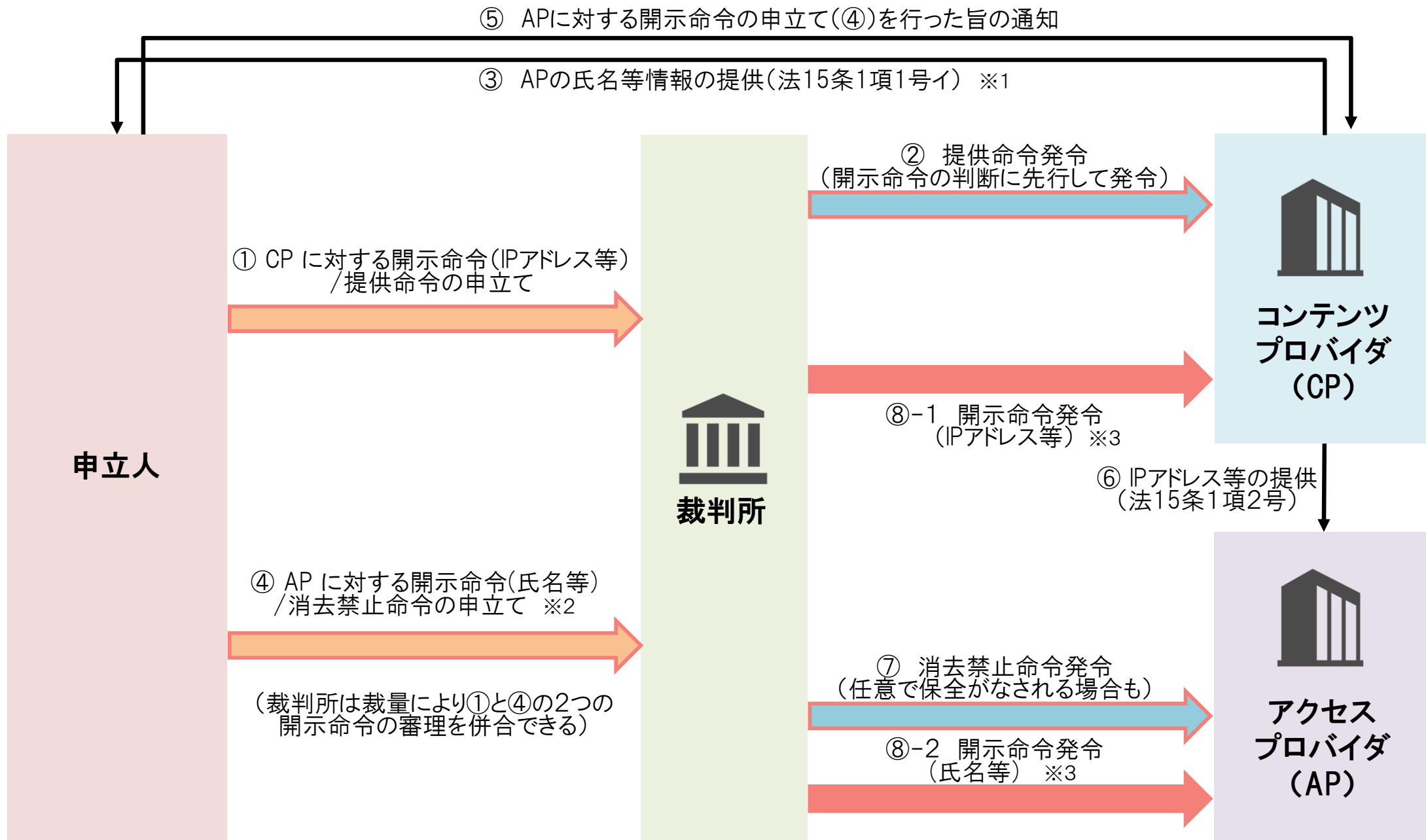
- 提供命令が迅速に履行されず、発信者の特定に支障が出ているケースがある
- MVNO等のプロバイダの多層化により、発信者の特定に時間を要するケースが増加している 等

### 2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダによる主張立証の機会が十分に確保されていないケースがある/具体的な主張立証が難しいプロバイダも開示請求の当事者として対応を求められるケースがある
- 発信者情報開示請求の件数の増加により、対応するプロバイダの負担が増加している 等

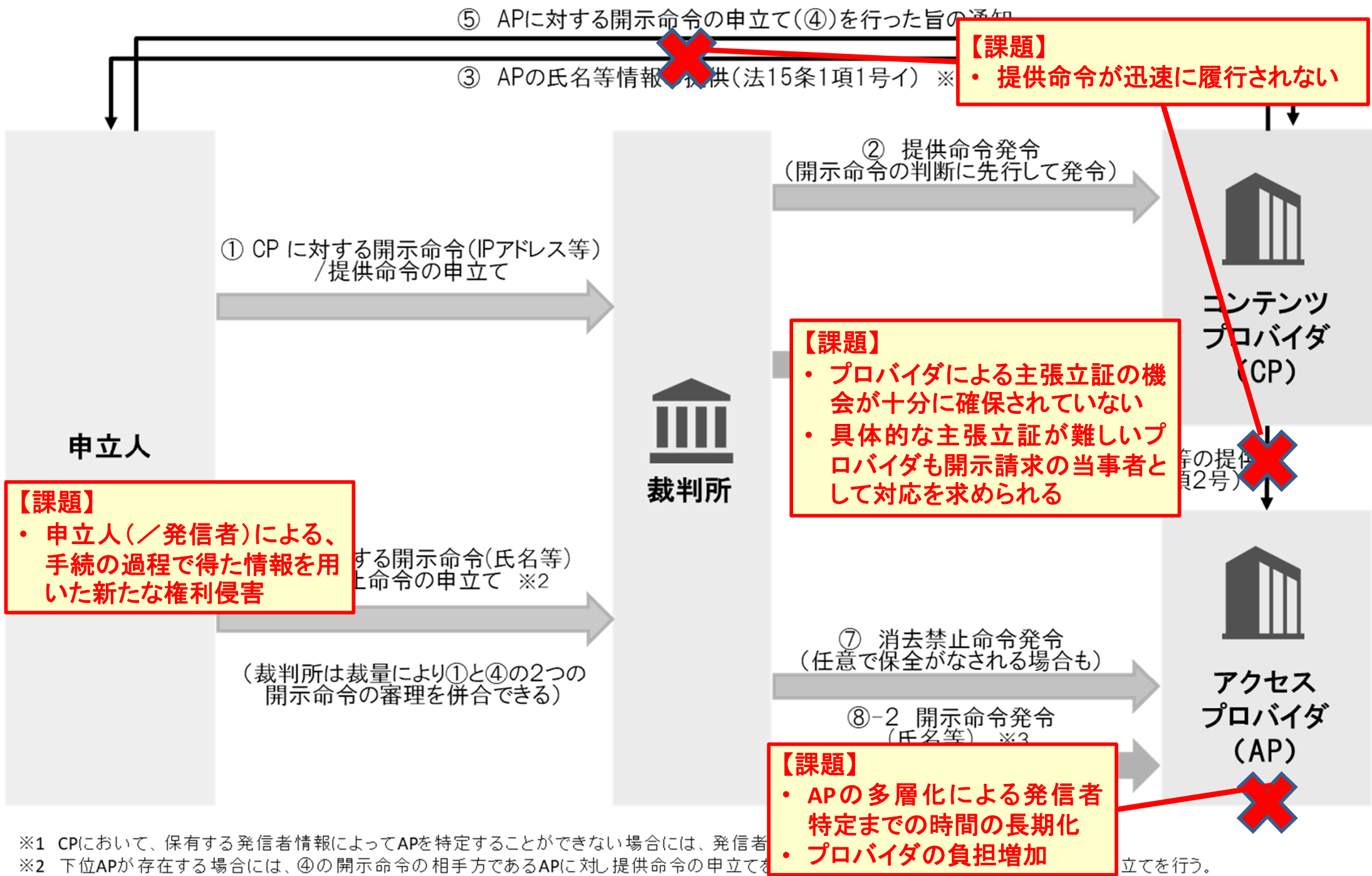
### 3. 発信者情報開示手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 開示された発信者情報や意見照会で得た情報を用いて新たな権利侵害（晒し行為等）が行われるケースがある 等



※1 CPIにおいて、保有する発信者情報によってAPを特定することができない場合には、発信者に対しその旨提供する(法15条1項1号ロ)。

※2 下位APが存在する場合には、④の開示命令の相手方であるAPに対し提供命令の申立てを行い、判明した下位APに対し開示命令の申立てを行う。



**【課題】**  
 ・ 申立人(／発信者)による、  
 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害

**【課題】**  
 ・ 提供命令が迅速に履行されない

**【課題】**  
 ・ プロバイダによる主張立証の機会が十分に確保されていない  
 ・ 具体的な主張立証が難しいプロバイダも開示請求の当事者として対応を求められる

**【課題】**  
 ・ APの多層化による発信者特定までの時間の長期化  
 ・ プロバイダの負担増加

※1 CPにおいて、保有する発信者情報によってAPを特定することができない場合には、発信者  
 ※2 下位APが存在する場合には、④の開示命令の相手方であるAPに対し提供命令の申立てを行う。

# 主な検討課題（案）

## 1. 令和3年改正で創設した裁判手続の実効性確保


- 提供命令の実効性確保
- 手続の更なる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避
  - 提供命令の迅速な履行を図るために運用面・制度面からどのような対応策が考えられるか。
  - プロバイダの多層化等による手続の長期化について、手続の迅速化・円滑化のために考えられる事項はあるか。
  - その他、令和3年改正で創設した裁判手続について、発信者の正当な権利利益等にも配慮しつつ、より円滑な被害者救済を図るためにどのような対応策が考えられるか。

## 2. 発信者情報開示請求への対応の合理化

- プロバイダの手続への関与の在り方の合理化
- 開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減
  - 必要なプロバイダの主張立証の機会を確保しつつ手続の合理化を図るためにどのような対応策が考えられるか。
  - その他、プロバイダによる発信者情報開示請求への対応の円滑化の観点から、プロバイダの発信者情報開示請求手続への関与の在り方や負担軽減について、どのような対応策が考えられるか。

## 3. 手続の過程で得た情報の適切な取扱い

- 手続の過程で得た情報を用いた新たな権利侵害の発生の防止
  - 新たな権利侵害の発生の防止の観点から、発信者情報開示請求の請求者及び発信者それぞれの情報の取扱いについて、どのような対応策が考えられるか。

 **本ワーキンググループにおいて、ヒアリング等を通じ、実態や原因を把握した上で、対応する必要がある論点を整理し、検討を進めてはどうか。**

# スケジュール（案）



# 參考資料

---

	民 事	刑 事	
契機	インターネット上における「権利侵害情報」の流通 (名誉権、肖像権、著作権等の侵害等)	インターネット上で流通する情報に関する犯罪捜査の必要性 (名誉毀損、脅迫、業務妨害、児童ポルノ等)	
主体	自己の権利を侵害されたとする者	捜査機関	
目的	民事手続による被害回復 (損害賠償請求権の行使等)	刑事事件の捜査	
手段	発信者情報開示請求	令状に基づく手続	捜査関係事項照会
法令根拠	情報流通プラットフォーム対処法第5条	刑事訴訟法第218条第1項等	刑事訴訟法第197条第2項
概要	民事手続による被害回復のため、権利侵害情報の発信者を特定する手続	裁判官の令状に基づく差押え等の強制処分	事業者等に対し捜査のため必要な事項の報告を求める手続
開示対象情報	特定電気通信に係る発信者情報 (氏名、住所、電話番号、メールアドレス、IPアドレス、タイムスタンプ等)	1対1通信の内容、発信者情報、契約者情報等	左記のうち原則として個々の通信に紐付かない情報
請求を受けた場合のプロセス	発信者からの意見聴取が必要	-	-

	裁判手続			裁判外手続	
	訴訟	仮処分	発信者情報開示命令（非訟）	任意開示	弁護士会照会
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事訴訟法に基づく紛争解決手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事保全法に基づく保全手続</li> <li>迅速な権利救済が可能</li> <li>対象となる発信者情報は限定される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報流通プラットフォーム対処法第8条に基づく裁判手続</li> <li>提供命令（情報流通プラットフォーム対処法第15条）による、下位プロバイダの迅速な特定が可能</li> <li>裁判所の裁量により、同一の投稿に係る複数のプロバイダに対する事件を併合して審理する場合も</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対し任意での開示を求める手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士法第23条の2に基づき、弁護士会から事業者等に対し必要な事項の報告を求める手続</li> </ul>
手続の利用例	<ul style="list-style-type: none"> <li>APに対する契約者情報の開示請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPに対するIPアドレス等の開示請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CPに対するIPアドレス、電話番号等の開示請求</li> <li>APに対する契約者情報（氏名、住所等）の開示請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に権利侵害が明らかなる事案における開示請求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話会社に対し、発信者情報開示請求により開示された電話番号に係る契約者情報の開示を求める場合※</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の審理期間を要する</li> <li>● 主に非訟手続創設前に、氏名や電話番号等、仮処分による開示請求を行うことができない場面で利用された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訴訟に比して審理期間が短い</li> <li>● 電話番号や契約者情報等は「保全の必要性」が認められず、対象とならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訴訟に比して審理期間が短い</li> <li>● 対象とする発信者情報の範囲に限定がない</li> <li>● 提供命令が迅速に履行されない場合、令和3年改正に際し期待された手続の迅速化が十分に果たされないことがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開示されるかは事業者の判断による</li> <li>● 問題となる投稿が権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースでは開示されないことが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 開示対象は原則として個々の通信に紐付かない情報に限られる</li> </ul>

※ 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（最終改正令和7年個人情報保護委員会・総務省告示第2号））の解説」101頁では、発信者情報開示請求により権利侵害情報に係る電話番号が請求者に開示された後、電話会社が弁護士会照会により当該電話番号に対応する加入者の住所・氏名の提出を求められた場合、これに応じることは通信の秘密を侵害するものではないと解される旨記載されている。

- 情報流通プラットフォーム対処法の円滑な運用のため、業界団体や権利者団体等から構成された「情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会」において、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成。

## 発信者情報開示関係ガイドライン(初版:平成19年2月 第10版:令和7年5月)

- インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

## 【参考】

### 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(初版:平成14年5月 第7版:令和7年5月)

- インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

### 著作権関係ガイドライン(初版:平成14年5月 第3版:令和7年5月)

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

### 商標権関係ガイドライン(初版:平成17年7月 第2版:令和7年5月)

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

## (参考) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律 (令和三年法律第二十七号)

### ○ 附則(抄)

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### ○ 衆議院 附帯決議(抄)

六 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把握し、適切な被害者救済方策となっているかの検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。

七 インターネット技術の革新が速く、誹謗中傷・人権侵害の態様が今後変化することが予想されることから、変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除制度の不断の見直しを行うこと。

### ○ 参議院 附帯決議(抄)

六、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把握し、適切な被害者救済方策となっているかの検証及び運営事業者に寄せられた削除請求等の件数と対応結果について調査研究を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。

七、インターネットにおける今後の急速な技術革新に伴い予想される誹謗中傷・人権侵害情報の多種多様な態様の変化に適切に対応できるよう、発信者情報開示及び削除の制度について不断の見直しを行うこと。